（国土交通省組織令の一部改正）

第十二条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第十二号中「津波災害警戒区域」の下に「及び津波災害特別警戒区域」を加える。

附　則

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年六月十三日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
国土交通大臣　前田　武志

工場立地法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年六月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百五十九号

工場立地法施行令の一部を改正する政令

内閣は、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項及び第十五条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

工場立地法施行令（昭和四十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は地熱」を「若しくは地熱」に改め、「もの」の下に「又は太陽光を電気に変換するもの」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前田　武志
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○厚生労働省令第九十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する省令を次のように定める。

平成二十四年六月一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六十九号を第七十八号とし、第六十八号を第七十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十七　（二―ヨードフェニル）{1―[(1―メチルピペリジン―2―イル)メチル]―1H―インドール―3―イル}メタノン及びその塩類

第一条中第六十七号を第七十五号とし、第六十六号を第七十四号とし、第六十五号を第七十三号とし、第六十四号を第七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十二　二―（二―メトキシフェニル）―1―{1―[(1―メチルピペリジン―2―イル)メチル]―1H―インドール―3―イル}エタノン及びその塩類

第一条中第六十三号を第七十号とし、第五十一号から第六十二号までを七号ずつ繰り下げ、第五十号を第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十七　{1―[(1―メチルピペリジン―2―イル)メチル]―1H―インドール―3―イル}(ナフタレン―1―イル)メタノン及びその塩類

第一条中第四十九号を第五十五号とし、第四十八号を第五十四号とし、第四十七号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十三　二―(メチルアミノ)―1―(三・四―ジメチルフェニル)プロパン―1―オン及びその塩類

第一条中第四十六号を第五十一号とし、第三十四号から第四十五号までを五号ずつ繰り下げ、第三十三号を第三十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十七　ナフタレン―1―イル［四―(ペンチルオキシ)ナフタレン―1―イル］メタノン及びその塩類

三十八　ナフタレン―1―イル［1―(ペント―4―エン―1―イル)―1H―インドール―3―イル］メタノン及びその塩類

第一条中第三十二号を第三十五号とし、第十五号から第三十一号までを三号ずつ繰り下げ、第十四号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　二―(エチルアミノ)―2―(3―メトキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類

第一条中第十三号を第十五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八　N―(1―アダマンチル)―1―ペンチル―1H―インダゾール―3―カルボキサミド及びその塩類

九　N―(1―アダマンチル)―1―ペンチル―1H―インドール―3―カルボキサミド及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。